

日本公民教育学会役員選挙規程(修正)

第1章 総則

第1条 (適用の範囲)

日本公民教育学会(以下、本学会)の役員のうち、会長、副会長および理事の選出はこの規程による。

第2条 (選挙執行者)

選挙の執行者は、会長とする。

第3条 (選挙の方法)

- (1)会長、副会長および理事の選挙は、会長、副会長および理事の任期の最終年度に行う。
- (2)選挙は、すべて、所定の投票用紙を用いた書面投票によって行う。
- (3)選挙管理委員会は、選挙期日を定め、これを有権者に告知するとともに、所定の投票用紙ならびに被選挙人名簿を送付しなければならない。
- (4)投票者は、投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載し、別段の定めのある場合を除き、指定された選挙期日までに到着するよう、投票用紙を選挙管理委員会に送付しなければならない。

第4条 (投票の効力)

- (1)投票の効力は、選挙管理委員会がこれを決定する。
- (2)次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。
 1. 第3条(4)の規定に違反するもの。
 2. 指定された選挙期日以降に到着したもの(開票前に到着したもので、指定された選挙期日までの消印があるものは有効とする)。
 3. 記載された氏名を確認できないもの。
- (3)白票は、有効とする。
- (4)連記投票の場合、次のように取り扱う。
 1. 所定の員数を越えて記載したものは、そのすべてを無効とする。
 2. 所定の員数に満たずに記載したものは、そのすべてを有効とする。
 3. 記載された氏名のうちの一部にその氏名を確認することができないものがある場合には、その部分のみを無効とする。
 4. 候補者でない者を記載した場合には、その部分のみを無効とする。
 5. 同一人の氏名を重複して記載したものは、1個の投票とみなす。
- (5)同一の氏名の者が二人以上いて、そのいずれかを区別できない投票にあっては、当該選挙人の有効投票に按分して、それぞれ加えるものとする。この場合、1票未満の端数は切り捨てる。

第5条 (当選人の決定)

別段の定めのある場合を除き、有効得票数の多い順序により、当選人を決定する。

第6条 (当選の無効)

- (1)当選人が辞退もしくは退会した場合には、当該人の当選は無効とし、次の各号によって処理する。
 1. 会長にあっては、副会長がその任を代行する。

2. 理事にあっては、次点者のうちから得票数の多い順に補欠者を選出する。
- (2)前項によって選出された役員の前任期は、前任者の残任期間とする。
- (3)理事から会長及び副会長に選出された場合には、当該人を理事に含めず、次点者のうちから得票数の多い者を理事とする。
- (4)理事が在任期間中に選出された地区区分から他の地区区分に居住を変更した場合、当該の理事はその資格を失わない。
- (5)有権者は、選挙が会則ならびに本規定に違反して行われことを理由に、当選人の決定に対して異議のある場合、当選人決定後に選挙管理委員会に対して文書をもって異議申し立てを行うことができる。この場合、選挙管理委員会は、それが選挙の結果に移動を及ぼすおそれがあると認められるとき、選挙の全部または一部の無効を決定する。
- (6)前項の規定により当選の無効が決定されたときは、該当する選挙に関して、再選挙をしなければならない。

第7条（記録の保存）

選挙管理委員会は、選挙に関する記録を作成し、全投票とともに、これを当該選挙にかかる会長、副会長および理事の在任期間中、保存しなければならない。

第2章 会長および副会長の選挙

第8条（選挙権）

会長および副会長を選出するための選挙権は、理事選挙によって選出された全国区理事および地方区理事が、これを行使する。

第9条（被選挙権）

会長および副会長を選出するための被選挙権は、理事選挙によって選出された全国区理事および地方区理事とする。

第10条（選挙の方法）

被選挙権を有する理事の互選によって、会長を選出する。会長は、会長選挙の結果を踏まえて、2名の副会長を選出する。

第3章 理事の選挙

第11条（選挙資格、被選挙資格）

前々年度以降のいずれかの会費を選挙実施年度の5月30日までに納入した会員は、選挙権、被選挙権を有する。なお、海外在住の会員については、理事のうち地方区理事に関する選挙権と被選挙権を有さない。また、顧問は選挙権も被選挙権も有さない。

第12条（理事の定数）

- (1)全国区理事の定数は、5名とする。
- (2)地方区理事の定数は、13名とする。
 1. 会員は本学会への登録に基づき、以下のいずれかの地方区に属するものとする。

北海道（北海道）

東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）

関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、東京都）

中部（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県）

近畿（和歌山県、奈良県、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県）

中国（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県）

四国（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

九州（福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

2. 地方区理事の各地区の定数は、会員数に比例して配分することとする。

(3) 会長推薦理事の定数は、3名とする。

第13条（選挙の方法）

(1) 理事の選挙は、あらかじめ送付された投票用紙を用い、被選挙人名簿に記載された会員の中から、全国区理事は5名、地方区理事は各地区の定数を、連記或いは単記無記名投票することによって行う。

(2) 全国区理事と地方区理事の選挙は同時に行うが、開票は全国区理事より行い、得票数の上位から定数までを当選者とする。次に、地方区理事の開票を行い、得票数の上位に全国区理事の当選者があった場合、その当選者を除いて、定数までを当選者とする。このとき、当落の境界に同点者の生じた場合には、選挙管理委員会が抽選により当選者ならびに次点者を決定する。

(3) 全国区理事と地方区理事の互選により、会長および副会長を選出したのちに、(2)の方法で選出された全国区理事および地方区理事に欠員が生じた場合には、次点者以降で得票数の多い者を繰り上げて選出するものとする。

第14条（会長推薦理事選出）

選出された全国区理事および地方区理事の互選によって選出された次期会長は、選挙によって選出された全国区理事および地方区理事の他に、会長推薦理事を3名以内で選出することができる。

第15条（選挙結果確定）

(1) 選挙管理委員会は、選挙実施年度の総会までに、選挙によって選出された理事を確定し、これを総会に報告するとともに、承認を得なければならない。

(2) 次年度の会長に選出された者は、選挙実施年度の総会までに、会長推薦理事を選出し、これを総会に報告するとともに、承認を得なければならない。

第16条（規程の改発）

この規程の改発は、総会の議決による。

付則

この規程は、2023年6月11日より施行する。